

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画（詳細設計）の贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	コトヌ市ベドコ交差点立体交差建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	123,000千円 2023.2.28まで	2020.3.13 コトヌで (同日)	日本側 小西淳文在ベナン大使 ベナン側 オレリアン・アベノンシ外務・協力大臣	2020.3.31 100号
ベナン	ベナン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2020.7.7 コトヌで (同日)	日本側 小西淳文在ベナン大使 ベナン側 オレリアン・アベノンシ外務・協力大臣	2020.8.28 348号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。